

## 課題の整理について

「大分類B－専門的・技術的職業従事者」に係る前回審議での指摘事項への対応について

## 【指摘事項 1】

中分類 05「研究者」について、研究者の内訳を廃止することが妥当か再検討する必要がある。

〈対応 1〉

諮問案の検討過程においては、学際領域的な研究分野が拡大し、理系・文系を区別する必要性は減少したと考えて研究者の内訳を統合した。

しかし、内訳は必要であるとのこと指摘を踏まえ、小分類「研究者」を分割する。その際、学際領域を「その他の研究者」として設定するか否かで以下の2つの分割案が考えられる。

ちなみに、総務省「科学技術研究調査」では、研究者の専門区分は、「人文・社会科学部門」、「自然科学部門」及び「その他の部門」の3区分であるが、その他の部門に分類されるのは、「家政」、「教育」及び「芸術・その他」の例示となっているに限定されている。

(案 1)

「051 自然科学系研究者」

「052 人文・社会科学系研究者」

「053 その他の研究者」

メリット： 「その他の研究者」を設けることにより、学際領域の研究者を分類できる。※

デメリット： 「その他の研究者」の範囲を科学技術研究調査に合わせた場合、他の区分と比べ就業者数が少なくなると思われる。「その他の研究者」の範囲を科学技術研究調査より拡大した場合、「学際領域」の定義が明確でないことから、自然科学系か人文・社会科学系か判断に迷うケースで、その他の研究者に分類されるおそれがある。

(案 2)

「051 自然科学系研究者」

「052 人文・社会科学系研究者」

メリット： 現行分類の精度で分類が可能。

デメリット： 学際領域の研究者については、2つの小分類のうち、より類

似する方に分類せざるを得ない。※

※ 学際領域の研究分野は、大学の学部等で多いと思われる。しかしながら、大学では、(付属研究所などを除き)研究者のほとんどが教員に分類されることから、実際の格付けでは学際領域を研究する研究者は少ないとも考えられる。

### 【指摘事項2】

分類基準としての資格をどう考えるか。

〈対応2〉

分類項目の構成要件として用いる「資格」については、次の①又は②の要件を備えるものとし、これらの資格のみで構成される分類項目については、説明文で資格を要件とする旨を明示する。

①法令に基づいた業務独占資格(医師、歯科医師等)又は名称独占資格(中小企業診断士、理学療法士等)であること。

②国務大臣や都道府県知事など公的機関の長の任命が必要な職業(医療監視員や薬事監視員など)についても、資格と同等のものとして考える。

### 【指摘事項3】

見習人・補助作業者を、熟練者と同一のカテゴリーに分類する場合としない場合に関して考え方の整理が必要。

〈対応3〉

ここでは、「見習人」の定義を以下に考える。

① 見習う職業の分類項目が、指摘事項2の資格を要件とする場合

見習人も資格を有しているが、スキルが低く、訓練を受けている状況。したがって、資格を有していなければ見習人とは考えない。

② 見習う職業の分類項目が、指摘事項2の資格を要件としない場合

見習人は、資格の有無には関係なく、見習う職業の訓練を受けている状況

	見習人	補助作業者
職業の分類項目の定義が、法令に基づく業務独占資格又は名称独占資格を必要とする場合	見習う職業の分類項目に格付ける（その分類項目に必要な資格を有して、スキルの差はあれ、同じ内容の仕事を行っている）と見なす。）	当該分類項目に規定する仕事は資格が無いとできないことから、資格が無い「補助作業者」は実際に行う仕事の内容により、別の分類項目に格付けされる。
職業の分類項目の定義が、法令に基づく業務独占資格又は名称独占資格を必要としない場合	見習う職業の分類項目に格付ける。	仕事の内容により分類

### 【参考】外国の事例

#### ●ISCO（日本語訳 P.12）

Apprentices and trainees are classified according to the tasks and duties actually performed, and not, as is the case with some occupations, according to their future occupation.

徒弟及び研修生は、実際に行っている tasks と duties に従って分類される。一部の職業に見られるように、将来就く職業によって分類するのではない。

#### ●USA 2010 SOC 分類原則

7. Apprentices and trainees are classified with the occupations for which they are being trained, while helpers and aides are classified separately because they are not in training for the occupation they are helping.

7. Apprentices and trainees（徒弟と研修生）は、訓練を受けている occupations に位置づけられる。一方、helpers と aides（補助者）は、別に分類される。なぜならば、helpers と aides は彼らが補助している者の職業の訓練を受けている訳ではないからである。

#### ●Canada NOC-S 2006

##### Apprentices

Apprentices are classified as tradesmen/women. For example an apprentice carpenter is considered a carpenter and is classified to unit group H121 Carpenters.

### **徒弟(apprentices)**

徒弟は、その熟練工の（職業に）分類する。例えば、大工の徒弟は、大工と考えられ、unit group H121 Carpenters に分類される。

### **Helpers**

Helpers are usually considered as labourers. Most helpers will be found in the building trades such as carpenter's helper, mason's helper, roofer's helper, etc. These jobs are not to be confused with formal apprenticeships and are not classified as tradesmen/women but are classified to unit group H821 Construction Trades Helpers and Labourers.

### **補助者(Helpers)**

補助者は、通常、労働者と考えられる。補助者の大半は、大工の補助者、石工の補助者、屋根工の補助者など、建設業界に多く見られる。これらの jobs は正式な徒弟制度と混同されることはないので、（その職業の）熟練工に分類されず、unit group H821 Construction Trade Helpers and labourers に分類される。

### **Labourers**

Labourers are classified in separate unit groups in the following major groups and minor groups:

I2 Primary Production Labourers

J3 Labourers in Processing, Manufacturing and Utilities

H82 Trades Helpers and Labourers

H83 Public Works and Other Labourers n.e.c.

### **労働者(Labourers)**

労働者は、次の major group 及び Minor group においては、別の unit group に分類される。

I2 Primary Production Labourers

J3 Labourers in Processing, Manufacturing and Utilities

H82 Trades Helpers and Labourers

H83 Public Works and Other Labourers n.e.c.

#### 【指摘事項 4】

中分類 07「製造技術者（開発）」及び 08「製造技術者（開発を除く）」のうち、機械器具の部品の製造に係る技術者の位置付けが明確ではない。

〈対応 4〉

機械器具の部品の製造に係る技術者については、当該機械器具の製造に係る技術者と同じ項目に分類する整理にしており、これが分かるようにするため、関連する小分類（072～075 及び 082～085）の説明文を、「…〇〇機械器具及び同機械器具の部品の生産に関し、…」のように下線部分を追記して、これらの技術者も各小分類に含まれることを明示する。

#### 【指摘事項 5】

中分類 18「経営・金融・保険専門職業従事者」の中に小分類 184「金融・保険専門職業従事者」として新たに設定しているが、顧客向けサービスではないという点で他の小分類とは意味合いが違っていると思われるので、別に中分類として設定してはどうか。

〈対応 5〉

検討段階では、独立した中分類として新設することを検討していたが、単独で中分類を設定するほどの従事者数があるかどうかは現時点では必ずしも明確ではないこともあり、今回は経営専門職業従事者とあわせた中分類の中の小分類として、位置づけを行ったものである。

なお、今後、一定の規模の従事者数があることが確認され、次回以降の改定の検討の中で、中分類として独立することが適当であると判断されることがあれば、別に中分類が設定される可能性はあると考える。

## 【指摘事項 6】

小分類 243「カウンセラー（医療、福祉を除く）」は、現在の分類項目の内容では、結婚相談員や人生相談員などのように、場合によっては専門的な知識を有しなくてもその仕事に従事することができるようなものが分類されてしまう可能性があることから、範囲を限定的にすべきでないか。また、「自称評論家」をどこまで専門家とみなすかという点も考える必要がある。

〈対応 6〉

本小分類に分類される「カウンセラー」が、専門的な知識を有して仕事に従事している者であることを明示的にするため、説明文及び内容例示を以下のように下線部分を追加して修正する。

なお、説明文にあるように保健医療施設や社会福祉施設において類似の仕事に従事するものは本小分類に含まれないことをより明確にするため、本小分類項目の名称を「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」とする。

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）

新（案）	諮問案
<p>243 <u>カウンセラー（医療・福祉施設を除く）</u>  <u>カウンセリングを行うために必要な専門的な知識を有し、学校又は事業所等において、個人の抱える問題を把握して、助言・指導・援助するなど専門的な仕事に従事するものをいう。</u>            ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔17及び18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。            ○心理カウンセラー（医療・福祉施設を除く）；障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；<u>産業カウンセラー</u>；キャリア・コンサルタント；<u>教育相談員</u>；<u>スクールカウンセラー</u>；<u>学校心理士</u>；<u>家族相談士</u>            ×専任の進路指導主事（学校教員）〔193～199のいずれか〕；心理カウンセラー（医療・福祉施設）〔212〕；<u>結婚相談員（仲人業）</u>〔429〕；<u>人生相談員</u>〔429〕</p>	<p>243 <u>カウンセラー（医療、福祉を除く）</u>            学校又は事業所等において、個人の抱える問題を把握して、助言・指導・援助する仕事に従事するものをいう。             ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔17及び18〕に、保健医療施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔159〕に、また、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは中分類〔16〕に分類される。            ○心理カウンセラー（医療、福祉を除く）；障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；キャリア・コンサルタント；教育相談員；スクールカウンセラー             ×専任の進路指導主事（学校教員）〔193～199のいずれか〕；心理カウンセラー（医療、福祉）〔212〕</p>

また、「評論家」については、小分類 211「著述家」に分類することとしているが、例えば国勢調査の調査票に記入があった場合、それが自称であるか否かを判断することは、調査票に記載された内容からは難しいと思われる。

「大分類K－労務作業者」に係る前回審議での指摘事項への対応について

**【指摘事項1】**

労務作業者の特徴は、定型的作業をしていることではなく、高度なスキルを必要としないということではないか。その趣旨の定義にすべきではないか。

〈対応1〉

大分類の定義を次のように修正する。

「運搬・配達・清掃などの、特に高度な知識・技能を必要としない作業に従事するものをいう。」

**【指摘事項2】**

運搬等の仕事で機械を使用するものと区別するため、定義を明確にすべきではないか。

〈対応2〉

ご指摘のと通りの趣旨を説明文に追記する。

**【指摘事項3】**

小分類712「ハウスクリーニング職」の定義について、掃除の範囲が不明確である。定義を「住宅内の水回り・電気製品などの掃除」にしてはどうか。

〈対応3〉

ご指摘のとおり修正する。

**【指摘事項4】**

小分類714「一般廃棄物処理作業員」及び715「産業廃棄物処理作業員」について、働く人にとっては処理する廃棄物の対象が何であるかはあまり重要でないと考えられることから、集約して「廃棄物処理作業員」とすべきではないか。

〈対応4〉

廃棄物の種類によって必要とする知識や取扱方法が異なるものがあることや、

産業廃棄物の処理については、いろいろな規制があり、一般廃棄物の処理と異なる仕事であることが多いこと、さらに、従事者数が多く、現在、国勢調査においては分類可能であり、利用上の利便性が上がると考えられることなどから、諮問案どおりでよいと思われる。



## 第5回統計基準部会における指摘事項への対応について

### 【大分類A－管理的職業従事者】

(指摘事項1) 警察官・海上保安官・消防員は、管理職も含め全員がF－保安職業従事者に分類されているが、理由は何か。管理的な仕事をしているものは、A－管理的職業従事者に分類するべきではないか。

(いくつかの外国事例)

- ・ILOのISCO-88では、警察官、消防の管理職について、明確な記述が見られない。また、軍隊については、保安職業とは別枠で1本となっていた。
- ・ISCO-08では、警察官は4段階（上級幹部：政府上級管理者、中級幹部：専門サービス管理者、刑事：準専門職・技術者、一般警察官：保安サービス従事者）とされている。
- ・英国・カナダでは、警察官は幹部とそれ以外で分かれているが、幹部について小分類として独立
- ・豪州では、上級幹部：上級管理者、中級幹部：専門サービス職業管理者、一般警察官：一般警察官 or 刑事により異なる小分類
- ・また、英国、カナダ、豪州とも、軍隊は警察と同じで保安職業従事者と位置付けている。

※ 詳細は別紙参照

(日本で区分されてこなかった理由)

- ・自衛官、警察官、消防員、海上保安官、看守について、管理職の区分がなされてこなかった理由は、明確には分からないが、ISCOでも明確な記述が無かったこと、仕事の内容が一般公務員とはかなり異なること、実際の調査で身分までは聞きにくかったことなどが理由だったと思われる。
- ・また、このような背景もあり、昭和35年の日本標準職業分類を見ると、「3. 職業の決定の仕方」において、「(2)勤務先は1つであるが、そこで従事している仕事の種類が多数の分類項目にわたり、容易に分類項目をきめがたい場合 (ア) 警察官・消防官・自衛官の身分をもつものは、それぞれ警察官・消防官・自衛官の職業をとる。」とされている。

(対応)

- ・いづれにしても、保安職業従事者については、軍隊も含め、国際基準(ISCO-08)、各国事例では、幹部、一般の区別はなされており、国際比較に観点から、検討する必要はあると考える。
- ・しかし、各国でも分け方は同じでなく、警察官、消防官の職務の実態等を研

究しなければならないこと、日本の警察官の場合、国家公務員と地方公務員が混在していること、同じ保安職業従事者の自衛官についても検討が必要であることから、次回改訂までの課題として整理させていただきたい。

### 【大分類F－保安職業従事者】

(指摘事項2) 小分類「453 警備業」には住宅の警備も含まれることを明示的にすべきではないか。

(対応2) ご指摘を踏まえ、説明文に下線部の文言を追加する。

(説明文)「人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて…。」

### 【大分類J－建設・採掘作業者】

(指摘事項3) 出稼ぎ人などが、土木作業現場で単純作業を行う場合、J－建設・採掘作業者ではなく、K－労務作業者に分類されるべきではないか。

(対応3) 仕事の内容によりそれぞれ分類されることから、主に土砂の運搬のみを行う場合は「K－労務作業者」に分類される。日本標準職業分類では、日本で、個々の職業を技能レベルで区別することは難しいと考えられることから、ISCOのような「9 Elementary Occupations」のような区分を設定していない。したがって、「K 労務作業者」に分類されるのは、主に運搬労務、清掃作業としている。

### 【大分類E－サービス職業従事者】

(指摘事項4) 総説の「個人家庭における…」という文言は、中分類35「家庭生活支援サービス事業者」を指しているのだから、残しておくべきではないか。

(対応4) ご指摘のとおりとする。

(説明文)「個人家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。」

警察官等に係る外国の職業分類の事例について

(別紙)

ILO(国際標準職業分類)

	軍隊	警察	消防	刑務	海上保安
上級幹部	0 Armed forces occupations 01 Commissioned armed forces officers 011 Commissioned Armed Forces Officer	1 Manager 11 Chief Executive 111 Legislators and senior officials 1112 Senior government officials  Inspector-general(police) Police Commissioner	1 Manager 11 Chief Executive 111 Legislators and senior officials 1112 Senior government officials  Fire Commissioner		
中級幹部	012 Non-commissioned Armed Forces officers	1 Managers 134 Professional services managers 1349 Professional services managers not elsewhere classified Police superintendent	1 Managers 134 Professional services managers 1349 Professional services managers not elsewhere classified manager of fire service	1 Managers 134 Professional services managers 1349 Professional services managers not elsewhere classified prison governor	
専門職		3 Technicians and associate professionals 335 Regulatory government associate professionals 3355 Police inspectors and detectives Police Inspector Police Detective			
一般職員	013 Armed forces occupations, other rank	5 Service and sales workers 541 Protective workers 5412 Police officers  Constable Police Patrol officer Police officer	5411 Fire fighters	5413 Prison guards	

英国

	軍隊	警察	消防	刑務	海上保安
上級幹部	1 Management and senior officials 117 Protective Service Officers 1171 Officers in armed forces	1172 Police Officers(inspectors and above)  assistant chief constable chief constable chief inspector(police service) chief superintendent(police service) deputy chief constable	1173 Senior Officers in fire , ambulance, prison and related servicesw		
一般職員	3 Associate professional and technical occupations 33 Protective Service Occupations 3311 NCOs and other ranks	3312 Police Officers(sergeant and below)	3313 Fire service officers(leading fire officers and below)	3314 Prison service officers(below principal officers)	

カナダ

	軍隊	警察	消防	刑務	海上保安
上級幹部	<p>A353 Commissioned Officers, Armed Forces</p> <p>Air weapons control officer Armed Forces Captain Armour officer Artillery officer Captain – canadian Armed Infantry officer Intelligence officer(managem Lieutenant – Candian</p>	<p>A Management Occupation A35 Managers in protective service A351 Commissioned Police Officers</p> <p>Chief superintendent Deputy police chief Harbour police chief Police Chief Police lieutenant Police superintendent Railway police chief Royal Canadian Mounted Police Staff inspector</p>	<p>A352 Fire Chiefs and Senior Firefighting Officers</p> <p>Deputy fire chief District fire chief Fire chief</p>	<p>A324 Managers in Social, Community and Correctional Services</p> <p>Prison warden など</p>	
一般職員	<p>G624 Other ranks,Armed Forces</p> <p>Air defence technician Armoured vehicle crewmemb</p> <p>Artillery soldier Corporal (CPL) – Canadian Field engineer – military Infantry soldier Naval weapons technician Petty officer – Canadian Sergeant (SGT) – Canadian Sonar operator Tank driver Weapons operator</p>	<p>G Sales and service occupation G61 Police officers and firefighters G611 Police Officers(Except Commissioned)</p> <p>Community relations officer Constable</p> <p>Crime prevention constable Detective Harbour police officer Highway patrol officer Police cadet police driver police officer police sergent Railway police officer RCMP officer</p>	<p>G612 Firefighters</p> <p>Airport firefighter Fire captain</p> <p>Firefighter Firefighter, shipboard Industrial firefighter Lieutenant, firefighters</p>	<p>G622 Correctional Service officer</p> <p>Correctional facility guard Correctional service officer Detention attendant Prison guard Supervisor, correctional officers</p>	

豪州・NZ

	軍隊	警察	消防	刑務	海上保安
上級幹部	111212 Defence Force Senior Officer	1 Managers 11 Chief Executives, General Managers and Legislators 111211 Corporate General Manager Asssitant Commissioner(Police)			
中級幹部	13 Specialist managers 139111 Commissioned Defence Force Officer  Air Force: Flight Lieutenant, Flying Officer, Pilot Officer, Squadron Leader Army: Captain, Lieutenant, Major, Second Lieutenant Navy: Lieutenant, Lieutenant Commander, Midshipman, Sub Lieutenant  139211 Senior non-commissioned Defence Force Mmember  Air Force: Flight Sergeant, Sergeant, Warrant Officer, Warrant Officer of the Air Force  Army: Regimental Sergeant Major of the Army, Sergeant, Warrant Officer Class 1, Warrant Officer  Navy: Chief Petty Officer, Petty Officer, Warrant Officer, Warrant Officer of the Navy	13 Specialist managers 139113 Commissioned Police Officer	139112 Commisioned Fire Officer  Fire Investigator  Inspector (Fire Services)		

豪州・NZ(つづき)

	軍隊	警察	消防	刑務	海上保安
専門職					
一般職員	4 Community and personal service workers 44 Protective service workers 441111 Defence Force Member Other rank  Air Force: Aircraftman/Aircraftwoman, Corporal, Leading Corporal, Private  Army: Corporal, Lance Corporal, Private  Navy: Able Seaman, Leading Seaman, Seaman	441311 Detective  Detective Sergeant  441312 Police Officer  Bomb Squad Officer Mounted Police Officer Search and Rescue Officer Tactical Response Group Officer	441212 Fire Fighter		